

## 浜松市地域防災計画の修正（案）について

## 1 主な修正内容

## (1) 静岡県地域防災計画の修正に伴う修正

- ①避難情報発令時におけるとるべき行動の理解促進について追記 [P2]
- ②病院等重要施設の非常用電源確保の推進について追記 [P3, 4]
- ③男女共同参画の視点からの災害対応体制の整備について追記 [P5]
- ④電気事業者及び電気通信事業者の連携の拡大（予防伐採）について追記 [P5]
- ⑤南海トラフ臨時情報への対応について追記 [P7～9]

## (2) 市独自の修正

- 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について追記 [P6]

## 2 浜松市地域防災計画の構成 ※ゴシック体部分は今回の修正（案）該当箇所

## 総則

## 風水害等対策編

- 第1章 災害予防計画 ……県①、県②、県③、県④
- 第2章 災害応急対策計画 ……市
- 第3章 災害復旧計画

## 地震・津波対策編

- 第1章 計画の作成に当たって
- 第2章 災害予防計画
- 第3章 地震防災施設緊急整備計画
- 第4章 地震・津波警戒対策計画 ……県⑤
- 第5章 災害応急対策計画
- 第6章 復旧・復興対策計画

## 大規模事故対策編

- 第1章 計画の作成に当たって
- 第2章 道路事故対策計画
- 第3章 鉄道事故対策計画
- 第4章 海上事故対策計画
- 第5章 航空事故対策計画
- 第6章 大規模火災対策計画
- 第7章 危険物事故対策計画
- 第8章 不発弾等の発掘及び処理対策計画
- 第9章 大規模停電事故対策計画

風水害等対策編

第1章 災害予防計画（災害発生の未然防止や平常時に行う対策を記載している）

第11節 住民の避難誘導體制（適切な避難行動のための市や住民の実施事項を記載している）

（修正の概要）県① 避難情報発令時におけるとるべき行動の理解促進

令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害を受け内閣府のワーキンググループにおいて災害リスクと取るべき行動の理解促進が課題として挙げられた。この課題を踏まえて、国の防災基本計画が修正され、静岡県地域防災計画にも反映された。静岡県地域防災計画の修正を踏まえ、市の計画も修正をする。

旧	新
<p>（略）</p> <p>○ 避難勧告等が発令された際に、住民等が適切な避難行動をとれるよう、日頃から以下の点について住民への周知に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>指定緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）</u>は洪水、地震、津波等の災害種別に応じて指定しており、発生するおそれのある災害に適した緊急避難場所を避難先として選択すること。</li> <li>・ <u>避難時の周囲の状況等により、緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合は、近隣の緊急的な退避場所への移動又は屋内での退避等を行うこと</u></li> </ul> <p>（新設）</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>○ 避難勧告等が発令された際に、住民等が適切な避難行動をとれるよう、日頃から以下の点について住民への周知に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急避難場所は洪水、地震、津波等の災害種別に応じて指定しており、発生するおそれのある災害に適した緊急避難場所を避難先として選択すること。</li> </ul> <p>（削除）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、緊急避難場所への移動（立ち退き避難・水平避難）、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への移動、屋内に留まり安全を確保する「屋内安全確保」など状況に応じた多様な選択肢があること。</u></li> <li>・ <u>避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難所に行く必要がないこと。</u></li> <li>・ <u>警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと。</u></li> </ul> <p>（略）</p>

第20節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画（重要施設等の機能を早期復旧するために必要な燃料等の確保に関する計画について記載している）

（修正の概要）県② 病院等重要施設の非常用電源確保等の推進

令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害を受け内閣府のワーキンググループにおいてライフライン関係機関等の業務継続及び早期復旧に関する課題が挙げられた。この課題を踏まえて、国の防災基本計画が修正され、静岡県地域防災計画にも反映された。静岡県地域防災計画の修正を踏まえ、市の計画も修正をする。

旧		新	
実施主体	内 容	実施主体	内 容
市	(略)	市	(略)
重要施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、安全な位置に自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。</li> <li><u>燃料の調達に当たっては、災害時だけでなく平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、災害時の燃料供給協定締結先との連絡体制を構築しておくよう努めるものとする。</u> (新設)</li> </ul>	重要施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、安全な位置に<u>代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め</u>自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間<u>(最低3日間)</u>の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。 <u>特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。</u> (削除)</li> <li><u>病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</u></li> <li><u>上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時においても</u></li> </ul>

			<p><u>燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに使用する燃料供給に必要な情報の共有を図るよう努めるものとする。</u></p>
<p>ライフライン事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成する。</li> <li>・被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。</li> </ul> <p><u>(新設)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道事業管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、必要な資機材の準備等に努める。</li> </ul> <p><u>(新設)</u></p>	<p>ライフライン事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、<u>体制を整備しておくものとする。</u></li> <li>・被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。</li> <li>・<u>発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</u></li> <li>・下水道事業管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、必要な資機材の準備等に努める。</li> <li>・<u>電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。</u></li> <li>・<u>電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。</u></li> <li>・<u>電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信</u></li> </ul>

			<u>障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。</u>
--	--	--	--

(新設) 第 23 節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備 (男女共同参画の視点を災害対応に取り入れ体制の整備を図ることについて記載している)

(修正の概要) 県③男女共同参画の視点からの災害対応体制の整備について追記

これまでの災害対応において、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じた。こうした観点から、内閣府男女共同参画局において、男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドラインが作成され、国の防災基本計画が修正された。この修正に伴い県の地域防災計画が修正されたため、市の計画も修正する。

旧	新
(新設)	<u>○市は、男女共同参画の視点を庁内及び避難所等における災害対応に取り入れ、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</u>

(新設) 第 24 節 倒木被害防除計画 (倒木による電力供給網への被害を抑え早期復旧するための計画について記載している)

(修正の概要) 県④ 電気事業者及び電気通信事業者の連携の拡大 (予防伐採) について追記

令和元年台風第 15 号・第 19 号をはじめとした一連の災害を受け内閣府のワーキンググループにおいて送配電網のハード対策に関する課題が挙げられた。この課題を踏まえて、国の防災基本計画が修正され、静岡県地域防災計画にも反映された。静岡県地域防災計画の修正を踏まえ、市の計画も修正をする。

旧	新
(新設)	<u>○市は、県、電気事業者及び電気通信事業者と協力し、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携・協力の拡大に努める。</u>

風水害等対策編

第2章 災害応急計画（発災時における災害の拡大を防止するための措置を記載している）

第6節 避難救出計画（災害により被害を受けた者を救出するために必要事項を記載している）

（修正の概要）市 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について追記

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、避難所における感染症対策について見直しを行い、令和2年8月に「避難所及び緊急避難場所における新型コロナウイルス感染症への対応方針について」を公表した。この対応方針公表を踏まえ、市の計画を修正する。

旧	新
<p>（略）</p> <p><u>5</u> 避難所等の開設・運営</p> <p>○ あらかじめ指定する緊急避難場所及び避難所は、別に定めるとおりである。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p><u>10</u> 避難所等の開設・運営</p> <p>○ あらかじめ指定する緊急避難場所及び避難所は、別に定めるとおりである。</p> <p><u>○ 避難所等の開設・運営に当たっては、別に定める対応方針に基づき感染症対策を実施するものとする。</u></p> <p>（略）</p>

地震・津波対策編

第4章 地震・津波警戒対策計画（市、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策を記載している）

第18節 南海トラフ地震臨時情報発表時の市の防災対応について（南海トラフ地震臨時情報への市の対応の概要を記載している）

（修正の概要） 県⑤ 南海トラフ地震臨時情報への各関係機関の対応について追記

国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、南海トラフ臨時情報への対応について静岡県地域防災計画が修正された。県の計画修正に伴い、市の計画も一部修正を反映した。

旧	新				
<p>（略）</p> <p>≪南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置≫</p> <p>（略）</p> <p>2 避難対策等</p> <p>（略）</p> <p>（2）避難所の運営</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">（略）</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">（略）</td> </tr> </table> <p><u>（新設）</u></p>	（略）	（略）	<p>（略）</p> <p>≪南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置≫</p> <p>（略）</p> <p>2 避難対策等</p> <p>（略）</p> <p>（2）避難所の運営</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">（略）</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">（略）</td> </tr> </table> <p><u>3 消防機関等の活動</u></p> <p><u>市は、消防機関・消防団及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>津波警報等の情報の的確な収集及び伝達</u></li> <li>・ <u>事前津波避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保</u></li> </ul> <p><u>4 警備対策</u></p> <p><u>警察は、犯罪防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>正確な情報の収集及び伝達</u></li> <li>・ <u>不法事案等の予防及び取締り</u></li> <li>・ <u>地域防犯団体、警備事業者等の行う民間防犯活動に対する指導・支援</u></li> </ul> <p><u>5 水道、電気、ガス、通信、放送関係</u></p> <p><u>① 水道</u></p> <p><u>市は、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。</u></p>	（略）	（略）
（略）	（略）				
（略）	（略）				

② 電気

電気事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

③ ガス

ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

また、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

④ 通信

電気通信事業者は、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービスの運用、周知等の措置を取るものとする。

⑤ 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携を取り、実態に即した体制の整備を図るものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取り組みなど、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるものとする。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害のある人等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕等の活用に努めるものとする。

6 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震



震警戒）が発表された場合及び後発地震の発生に備え、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置としてとるべき内容を定めておくものとする。

## 7 交通

### ① 道路

警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者の取るべき行動について、地域住民等に周知するものとする。

### ② 海上及び航空

海上保安部及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。

港湾管理者は、運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行うものとする。

### ③ 鉄道

鉄道事業者は、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。また、津波により浸水する恐れのある地域については、津波等への対応に必要な体制をとるものとする。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される前の段階から、当該情報が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。

## 8 滞留旅客等に対する措置

市は、滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

市以外の滞留旅客等の避難誘導及び保護すべき機関においては、滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等の斡旋、市が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。

(略)

(略)